

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の 名称	農地等の権利の移転又は設定の許可
処分権者	市長
根拠規定	農地法第3条第1項
基準規定	農地法関係事務処理要領権利移動の制限
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号 農林水産事務次官通知） ・ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号 21農振第1598号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） ・ 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号 21農振第1599号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） ・ 農地法の一部を改正する法律の施行について（昭和37年7月1日37農地第2518号 農林事務次官通知）（平成13年3月1日12経営第1153号 農林事務次官通知） ・ 農地法の一部改正について（平成5年8月2日5構改B第852号 農林水産事務次官通知） ・ 農地法第3条の一部改正について（平成23年9月21日23経営第1808号 農林水産省経営局長通知） ・ 農地法施行規則の一部改正について（平成25年2月4日24経営第3067号 24農振第2082号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知）
標準処理 期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の 名称	農地等の賃貸借の解約等の許可
処分権者	市長
根拠規定	農地法第18条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号 農林水産事務次官通知） ・ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号 21農振第1598号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） ・ 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号 21農振第1599号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） ・ 農地法の一部を改正する法律の施行について（昭和37年7月1日37農地第2518号 農林事務次官通知）（平成13年3月1日12経営第1153号 農林事務次官通知） ・ 農地法の一部改正について（平成5年8月2日5構改B第852号 農林水産事務次官通知） ・ 農地法第3条の一部改正について（平成23年9月21日23経営第1808号 農林水産省経営局長通知） ・ 農地法施行規則の一部改正について（平成25年2月4日24経営第3067号 24農振第2082号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知）
標準処理 期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の 名称	農地等の転用の許可
処分権者	市長
根拠規定	農地法第4条第1項
基準規定	農地法関係事務処理要領(山口県)農地転用許可の基準
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月1日10構改B第1067号 農林水産事務次官通知） ・ 農地法第4条、第5条及び第3条の一部改正について（平成3年5月21日3構改B第582号 構造改善局長通知） ・ 農地法施行令の一部改正について（平成4年10月14日4構改B第1035号 農林水産省構造改善局長通知） ・ 農地法施行規則の一部を改正する省令について（昭和44年10月22日44農地B第3230号 農林水産事務次官通知）
標準処理 期間	20日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の 名称	農地等の転用のための権利移動の許可
処分権者	市長
根拠規定	農地法第5条第1項
基準規定	農地法関係事務処理要領農地転用許可の基準
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月1日10構改B第1067号 農林水産事務次官通知） ・ 農地法第4条、第5条及び第3条の一部改正について（平成3年5月21日3構改B第582号 構造改善局長通知） ・ 農地法施行令の一部改正について（平成4年10月14日4構改B第1035号 農林水産省構造改善局長通知） ・ 農地法施行規則の一部を改正する省令について（昭和44年10月22日44農地B第3230号 農林水産事務次官通知）
標準処理 期間	20日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項